

一 般 質 問



上村 忠 議員

問 公衆トイレを含めた道の駅設置に向けた再検討を求める

答 公衆トイレの必要性は理解するが、現在の施設利用を基本とするので、新たな設置は考えていない。

上村議員

公衆トイレについては長らく検討されていますが、設置に向けた具体的な施策は進んでいません。
現状、外出の際、町民の皆さんは、町の施設や、デ・モーションまたコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどのトイレを利用されています。特に夜間は、コンビニエンスストアを利用している方がほとんどです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延により状況が変わりました。コンビニエンスストアで、従業員の感染予防や蔓延防止などを理由に一般客のトイレ使用が休止になりました。このことで、町民が不便を強いられるようになっていきます。

そもそも、民間の店舗が利用を制限しただけで、このような状況になるのはいかなるものでしょうか。また、コンビニエンスストアが、公衆トイレのように使われることは問題があると思います。

社会インフラとしての公衆トイレの設置が今こそ必要です。さらに、公衆トイレの清掃や管理の事などを考えますと道の駅設置を再検討すべきであると考えますが、町長の考えをお聞かせいただけます。

町長

1点目、総合計画をはじめとして、公衆トイレの設置計画・検討は、しておりません。
2点目、町民が利用できる現状のまちなかトイレは、日中時間の利用ができる施設として、役場庁舎、町民センター、総合体育館、デ・モーション・あつたからんど、健民グラウンド下があり、観光協会が管理しているにぎわいプラザひだまりも利用できるようになっていきます。

そして、バスターミナル待合室のトイレについても、函館バスの協力をいただき、公共トイレとして、町で改修費用をもって整備し、利用できる状況になっております。

3点目、公衆トイレの必要性は理解するところでありますが、現在、使用できる施設の利用を基本として新たな設置は考えておりません。

公衆トイレは「行政が設置するトイレ単独の建築物」と定義され、町内では、県民グラウンド下、美利河ダム公園のトイレがその類に該当いたします。

また、「商業施設や公共交通機関のトイレなど不特定多数の人が利用可能なトイレ」と定義される公共トイレは、デ・モーションやバスターミナル待合室、コンビニエンスストアやスーパーのトイレなどがこれに該当いたします。

4点目、今後万が一、感染症等の拡大リスクが高まる際には、今回の対応を教訓に不

要不急の外出や、不特定多数の方が出入りする施設等の利用は控えていただくような措置となり、様々な感染症の拡大期においては、不特定多数の利用が想定される公衆トイレにおいてもまた、感染リスクの高まる場所になると考えた場合に、公衆トイレの設置が有効な施策であるか問われるところであります。

5点目、道の駅の設置については、設置目的、設置場所、設置根拠から、町民対象、町民にとつての施設なのかという基本的な整理と、設置により、現在営業努力している、特に国道沿いの店舗、コンビニエンスストア等やまちなかへの集客を狭めることになる

行政がこの町にとつて積極的に行う施策なのかを考えたとき、町長として、今は効果が期待できる施策と判断することができないため、道の駅設置は考えておりません。

そして、町民が、日常、利用出来るまちなかトイレと、道の駅のトイレを同一視して考えることにならない事案であることについてもご理解頂きたいと思ひます。

上村議員

平常時には、特に問題無く生活出来ていても、非常時に困ると感じた事を平常に戻った時に、改善すべきであると考えます。町長の答弁の通り、平常時平日の日中においては、使用できるトイレがありますが、夜間や早朝に使用出来るトイレはコンビニを利用する以外にありません。
既存の施設の活用を含めて、夜間早朝使用できるトイレの必要性をどう考えますか？

町長

既存の施設の改善、取り組みについて、考えていく必要があると考えます。
例えば、バスターミナル待合室のトイレを公共トイレとして、活用していただく事が挙げられます。
現在、案内の看板はありませんが、町の産業全体を作る意味合いも込めて、早急に明記しながら、今後も改善する努力をして参ります。